

通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの運営規程

合同会社はるか リハビリディサービスはるか 運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社はるか（以下「事業者」という。）が、事業者の開設するリハビリディサービスはるか（以下「事業所」という）において行う通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防通所介護相当サービスにあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な通所介護及び介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 介護予防通所介護相当サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護（介護予防）支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

5 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

6 通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護（介護予防）支援事業者へ情報の提供を行う。

(高齢者虐待防止処置)

第3条

(ア)事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する、高齢者虐待防止指針等必要な体制の整備・指針の策定を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保する。

(イ)事業者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう計画を策定し、他の社会福祉施設との連携及び協力を構築するよう努める。

(ウ)事業所を運営する法人の役員及び管理者その他の従業者は、暴力団員ではなく、また暴力団員の支配を受けてはならない。

以上の定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第4条 通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、事業所の従業員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ② 名称 リハビリディサービスはるか
- ② 所在地 滋賀県大津市見世二丁目10番10号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守す

べき事項についての指揮命令を行う。

② 従業者

看護職員 1名以上

生活相談員 1名以上

介護職員 4名以上

機能訓練指導員 3名以上

従業者は、通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる。

生活相談員は、事業所に対する通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの利用の申し込みに係る調整、通所介護及び介護予防通所介護相当サービス従事者に対する技術指導、利用者等への助言相談を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画及び介護予防通所介護相当サービス計画の作成等を行う。

介護職員は、入浴、排泄、食事などの身体介護を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

看護職員は、利用者健康管理、薬管理、体調不調時対応、インスリン注射、爪切り、介護職員のサポートを行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日、8月16日を除く。
- ② 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- ③ サービス提供時間
1単位9時00分から12時15分とする。
2単位13時30分から16時45分とする。
3単位9時30分から16時45分とする。

(通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの利用定員)

第8条 通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの利用定員

1単位 15名

2単位 15名

3単位 15名

(通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの内容及び利用料等)

第9条 通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの内容は次のとおりとし、指通所介護及び介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額又は大津市長が定める額とし、当該通所介護及び介護予防通所介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割の額とする。

- ① 介護予防通所介護相当サービス計画・通所介護計画の作成
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 健康チェック
- ④ 食事の提供
- ⑤ 入浴
- ⑥ 送迎
- ⑦ アクティビティ（介護予防）
- ⑧ 生活指導（相談・援助等） など

2 おむつ代は50円、複写物代は1枚10円を徴収する。

3 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収証を交付する。

- 5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 6 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者またはその家族に対し事前に説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 7 法定代理受領サービスに該当しない通所介護及び介護予防通所介護相当サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
- 8 通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの利用者のご都合でサービスを中止する場合キャンセルが必要になった場合はご連絡ください。
(連絡先：リハビリデイサービスはるか TEL 077-521-6686)

(緊急時等における対応方法)

第10条 生活相談員等は、通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護（介護予防）支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、大津市立中学校区（皇子山・唐崎・日吉・仰木）を区域とする。但し、藤尾小学校区及び比叡平小学校区を除く。仰木中学校区では県道315号線の以南側のみとする。また、通常の事業の実施地域以外からの利用は個々の判断を管理者が認めるものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 送迎時間の変更がある場合は、事業所まで事前に申し出る。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、年2回定期的に避難・救出等訓練を行う。

(衛生管理等)

第14条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(苦情処理)

第15条 通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した通所介護及び介護予防通所介護相当サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、

当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した通所介護及び介護予防通所介護相当サービスに係る利用者からの苦情について国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業者は、利用者の個人及び利用者の家族の情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人及び利用者の家族の情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人及び利用者の家族の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業者は、職員、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 繼続研修 年2回

2 事業者及び従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業者は、通所介護及び介護予防通所介護相当サービスに関する諸記録を整備し、その完結の日から最低2年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社はるかと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。